

い保険料負担で、被用者と同額の年金を支給されることになる。これに対して、拠出方式は、保険料の納付実績を年金額の算定基礎とするものであるから、自営業者と被用者との保険料負担の差を年金額に反映させやすい。そのため、自営業者および被用者に同一の年金算定方式を適用しても、保険料負担と年金給付の財政的均衡を確保するのが容易なのである。

いずれにせよ、現在の制度のもとでは、被保険者ないし就労者の種別によって年金算定方式を区別する発想はなく、どのカテゴリーの被保険者にも基本的に同じシステムが適用される。ただ、被保険者の公的年金制度への加入時期に応じて、拠出方式、報酬方式および混合方式のいずれが適用されるという違いがあるにすぎない。

【拠出および給付方式の変遷】

	被用者		自営業者	
	保険料	年金	保険料	年金
1919年	報酬比例	拠出方式 (報酬比例)	所得比例*	拠出方式* (所得比例)
	↓	↓	↓	↓
1950年代 ～1960年代			定額制	拠出方式 (定額制)
			↓	↓
1968年		報酬方式 (報酬比例)		
		↓		↓
1982年			定額制+所得 比例	拠出方式 (定額部分+ 所得比例部 分)
			↓	↓
1990年			所得比例	報酬方式 (所得比例)
			↓	↓
1995年	↓	拠出方式** (報酬比例)	↓	拠出方式** (所得比例)

\*ただし、折半小作農および借地農のみ。また、土地の所有者の反発のために、ほとんど実施されなかった。

\*\*1995年12月31日までの加入者については、依然として報酬方式が適用される。

#### (i) 拠出方式

まず、1996年1月1日以降の制度加入者には、拠出方式が適用される。拠出方式では、拠出総額に転換指数（下記表参照）を乗じて年金額を算出する。この拠出総額とは、保険料賦課報酬ないし所得に20%の算定率（被用者の場合は30%）を乗じて計算する。この算定率が実際の保険料率と異なることからわかるように、拠出方式における拠出総額は、実際に納付した保険料総額と必ずしも一致しない<sup>17</sup>。

#### 【受給年齢と転換指数】

年齢（歳）	57	58	59	60	61	62	63	64	65
転換指数（%）	4.720	4.860	5.006	5.163	5.334	5.514	5.706	5.911	6.136

#### (ii) 報酬方式・混合方式

報酬方式が適用されるのは、1995年12月31日までに18年以上保険料納付期間がある者である<sup>18</sup>。この報酬方式は、年金受給前の一定期間の年報酬ないし年所得に保険料納付年数（最高40年）を乗じて算出した額に、さらに支給率（原則2%）を掛けて年金額を計算する。これに対して、1995年12月31日の時点で保険料納付期間が18年に満たない場合は、同時点までの保険料納付期間については報酬方式で算定し、1996年1月1日以降の保険料納付期間に関しては拠出方式で計算する混合方式が適用される。

報酬方式において参照される現役時代の平均報酬・所得の期間は、保険料納付期間の長短によって異なる。自営業者の場合、1992年12月31日の時点で、保険料納付期間が15年未満であれば（この場合は、必然的に混合方式が適用される）、年金受給前の10年間分を年金算定の基礎とする（なお、被用者であれば5年間分）。1992年12月31日の時点で、保険料納付期間が15年以上ある場合は、受給時に応じて10年から15年となる（被用者は5年から10年）。

前述のように、報酬方式のもとでは、自営業者と被用者とで所得・報酬が同じ場合、保険料負担の差は受給する年金額に反映されない。

#### 4. まとめ

<sup>17</sup> いずれの年金算定方式も、年金の財政方式である賦課方式と積立方式とは基本的に関係がない。拠出方式の場合にも、年金額を決定する際に、保険料納付の実績を算定の基礎にするというだけである。実際、現在のイタリアの年金制度は、いずれの年金算定方式の適用を受けるかに関わりなく、すべて賦課方式で運営されている。

<sup>18</sup> プロジェクト労働者および専門労働者に関しては、基本的に1995年以降の加入者しかいないため、報酬方式の適用を受ける可能性はない。

以上にみたように、イタリアの公的年金制度が、日本の制度のように自営業者と被用者とを峻別する制度から、現在のように同等に処遇する制度へと変容してきた背景には、年金制度が就業形態に与える影響をより中立的にするという配慮があったものと考えられる。こうした中立化の具体的方法としては、やはり、拠出方式の採用が注目される。この拠出方式をとることによって、自営業者に対して所得比例の保険料賦課および年金支給を可能にすると同時に、被用者との保険料負担能力の差を受給額に反映させることができるためである。

日本でも労働市場の流動化が顕著になる今、自営業者と被用者とを峻別する現在の日本の制度が、これからも妥当性を有するとは限らない。イタリアの経験およびそれに対する問題解決の試みは、日本の制度にとっても参考になる点が多いといえよう。

## 第6章 ドイツにおける自営業者の年金制度

渡邊絹子

### I. はじめに

ドイツの公的年金制度の歴史は長く、1881年のヴィルヘルム I 世の「皇帝詔勅 (Kaiserliche Botschaft)」\*1に基づき、ビスマルクによってなされた一連の社会保険政策\*2の最後に位置する 1889 年の「廃疾および老齢の保障に関する法律 (Gesetz betreffend die Invaliditäts- und Altersversicherung vom 22.6.1889)」に端を発している (1891 年から実施)。ドイツの公的年金制度の基本構造はこの時に確立し、現行制度にまで至っているが、公的年金制度の適用対象者が、その起源から「被用者」とされ、自営業者が制度の枠外に置かれていたことはドイツの制度を理解する上で重要である。現在でも、自営業者は公的年金制度への加入義務は基本的になく、特定の範囲の自営業者にのみ加入義務が課されている点がドイツの大きな特徴となっている。

本稿では、2007 年 3 月 Marburg 大学 Menkhaus 教授、2008 年 3 月 Bochum 大学

---

\*1この皇帝詔勅は、社会保険計画の構想を中心にドイツ社会政策の本質を示しており、その後の発展に多大な影響を与えたことから、「ドイツ社会政策の大憲章」(Magna Charta der deutschen Sozialpolitik)とも称される(近藤文二『社会保険』岩波書店 1963 年 91 頁、大林良一『社会保険』春秋社 1952 年 45 頁、下和田功『ドイツ年金保険論』千倉書房 1997 年 53 頁(以下、「下和田(1997 年)」という)参照)。

\*2ビスマルクは、いわゆる「飴と鞭 Zuckerbrot und Peitsche」と称せられる政策を行ったことで有名であるが、その「鞭」にあたるものが 1878 年に制定された「社会民主党の破壊的行動防止のための法律 (Gesetz zur Bekämpfung der gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie)」、すなわち「社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz)」であった。それに対し、「飴」に該当する政策が、1883 年に制定された「疾病保険法 (Krankenversicherungsgesetz)」にはじまり、1884 年の「災害保険法 (Unfallversicherungsgesetz)」、そして本稿で問題としている 1889 年の廃疾保険法に終わるビスマルク社会保険の巨大な三部作 (Kolossale Trilogie) と称されるものである。

Penner 講師に対して実施した聞き取り調査及び文献資料に基づき、特定の自営業者のために設けられている個別制度（特別規定）を概観しつつ、ドイツにおける自営業者に対する老齢時の所得保障制度の全体像を明らかにし、最後に若干の考察を試みることにする。

## II. 自営業者に対する社会的保護の必要性

前述したように、ドイツでは自営業者一般に対して適用される公的な老齢保障制度は存在していない。そこで、ドイツの自営業者数等の状況を就業人口から確認した上で、そもそも自営業者に対して公的に老齢時の所得保障をすべきと社会的に考えられているのか否かについて考察することとする。

### 1. 就業状況

ドイツの就業者数（暫定値）は2006年において約3900万人である。そのうち被用者が約3461万人、自営業者が439万人となっており<sup>\*3</sup>、就業者の1割強が自営業者ということになる。自営業者数は1980年代までは減少の一途を辿っていたが、1990年代前半から増加に転じ、1990年代末になって1970年代初めと同程度の数にまで回復した<sup>\*4</sup>。1990年代初め以降、自営業者の数が増加した背景には、いわゆる「1人企業（Ein-Personen-Unternehmen）」の新規設立数の伸びが指摘されている<sup>\*5</sup>。現在も、自営業者数は増加傾向にあるとともに、就業者数に占める割合も遡増している（表1参照）。

---

\*3連邦統計局ホームページ（Statistisches Bundesamt：<http://www.destatis.de>）参照。

\*4 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2006, S.76、Uwe fachinger/Angelika Oelschläger, Selbständige und ihre Altersvorsorge : Sozialpolitischer Handlungsbedarf ?, ZeS-Arbeitspapier Nr.3/00, S.7（以下、Uwe(2000)という）。

\*5 Uwe(2000), S.7。

表1：ドイツにおける就業者数（単位：千人）

	2004年	2005年	2006年
就業者	38 794	38 749	39 006
－被用者	34 572	34 393	34 614
－自営業者	4 222	4 356	4 392

出典：Statistisches Bundesamt (<http://www.destatis.de>) 資料より作成

## 2. 社会的保護の必要性

老齢時の所得保障に関して、ドイツでは従来から三本柱理論（Drei-Säulen-Theorie）と呼ばれる（三層理論ということもある）考え方が定着している。ここでいう三本の柱とは、①公的保障（公的年金保険）、②企業保障（企業年金）、③自助努力（個人年金）のことである。これらを組み合わせて老後の生活を支えるというものであるが、実際には、公的年金保険制度による保障が大きな割合を占めており、企業年金や自助努力といった私的保障はそれを補完する役割を担っているという制度体系が構築されている\*\*。

この三本柱理論からもわかるように、ドイツにおいて老齢時の所得保障制度を考える上でイメージされている保護対象者は「被用者」であって、自営業者ではない。そのことを端的に示しているのは、雇用関係に基づいて設立される企業年金が保障の柱に加えられていることである（雇用関係の存在しない自営業者にとって、企業年金は無縁のものである）。

では、自営業者の場合、そもそも老齢によって所得を失うことに対する社会的保護は必要ないと考えられているのであろうか。

被用者については、賃金収入によって生計を維持しているということを出発点として、老齢という社会的リスクが現実化することによって、就労が困難になり、賃金が得られなくなった場合に備える「特別の保護」の必要性が一般的に認識さ

---

\*6年金生活者の所得の8割以上が公的年金によるものであり、自助努力が15%、企業年金は5%程度であるという（ハラルト・コンラット（宮崎理枝訳）「近年のドイツにおける企業年金制度の展開」海外社会保障研究151号100頁）。

れており<sup>\*7</sup>、その対応策として強制加入の公的年金制度が整えられてきた。その一方で、自営業者については、生計基盤となる生産手段の土台を有していること等を理由として、被用者と同じような保護の必要性があるとは必ずしも考えられてはいない<sup>\*8</sup>。そのことが、大部分の自営業者には公的年金保険制度への加入義務がないという帰結をもたらしているといえよう。

このような公的年金保険制度への加入義務のない自営業者は、老齢による所得喪失のリスクに対して、次のような対応を取ることが可能となっている<sup>\*9</sup>。

- ①生命保険会社と保険契約を締結する（個人年金を用意する）。
- ②公的年金保険制度に任意加入する。
- ③公的年金保険と個人年金の両方を活用する。
- ④上記のような形態によるリスク対策を行わない。

これらの対応策の中から何を選択するかは、個々の自営業者が自由に決定することであるが、どのような方法で、どの程度の備えを行うかは、当該自営業者の置かれている経済的な状況に依るところが大きいといえよう。いずれにせよ、これらの自営業者の場合、強制的に適用される老齢時の所得保障制度がないことで自助努力に頼る比重が高くなっている<sup>\*10</sup>。

他方で、自営業者の中には、被用者と同様の保護が必要であるとして、公的年金保険制度の強制被保険者とされている自営業者グループもあれば、特別の法律によって保護されているグループもあり、「自営業者 (Selbständige)」といっても、その取り扱われ方は多様である。また、公的年金保険制度に強制加入とされていない自営業者にも任意加入の門戸は開かれており、さらに、自らの申請によって被用者と同様の強制被保険者となることも可能である。

結局のところ、自営業者に対する老齢時の所得喪失に対する社会的保護の必要

---

\*7 Uwe(2000),S.6,25

\*8 Uwe(2000),S.6f

\*9 Uwe Fachinger, Sparfähigkeit und Vorsorge gegenüber sozialen Risiken bei Selbständigen : Einige Informationen auf der Basis der Einkommens- und Verbrauchsstichprobe 1998, Zes-Arbeitspapier Nr.1/02,S.8 (以下、Uwe(2002)という)。

\*10 Uwe(2000),S.25

性は、一般的には被用者に比べて低いと考えられているが、中には保護の必要性が高いと考えられているグループもあり、一概に論じることはできない。また、任意加入などの制度を整えていることから、自営業者に対する社会的保護の必要性が完全に否定されているとはいえないであろう。

以上の点を踏まえ、次章において、被用者と同様の保護が必要とされているのはどのような職業グループであるのか、公的年金保険制度以外にどのような老齢時の所得保障制度が設けられているのか概観することとする。

### Ⅲ. 自営業者に対する老齢時の所得保障制度

自営業者に適用される老齢時の公的な所得保障制度は、公的年金保険制度とそれ以外の特別な保障制度とに大別することができる。さらに、公的年金保険制度の中において特別な取扱いが規定されているグループが存在する。以下では、それぞれの制度の概要を把握することとする。

#### 1. 公的年金保険制度 (gesetzliche Rentenversicherung)

公的年金保険制度は、ドイツにおける所得保障制度の中核を担っている制度である。従来、ドイツの公的年金保険制度は、いわゆるブルーカラーに相当する(現業)労働者(Arbeiter)を対象とする「労働者年金保険(Arbeiterrentenversicherung)」、ホワイトカラーに該当する職員(Angestellte)を対象とする「職員保険(Angestelltenversicherung)」、鉱山従事者のみ(現業労働者、職員ともに)を対象とする「鉱山従事者年金保険(knappschaftliche Rentenversicherung)」の3制度から成っていた。しかし2005年10月1日以降、労働者年金保険と職員保険が統合され、「一般年金保険(allgemeine Rentenversicherung)」となり、この一般年金保険と鉱山従事者年金保険の2制度が社会法典第6編(Sozialgesetzbuch VI : SGBVI)に規定される公的年金保険制度となっている<sup>\*11</sup>。

#### (1)適用範囲

---

\*11 Gesetz zur Organisationsreform der gesetzlichen Rentenversicherung (BGBl. I, 2004, S. 3242)



## (a)強制被保険者

ドイツにおける老齢時の所得保障制度の中核を担っている公的年金保険制度は、基本的に被用者（Beschäftigte）を強制適用対象者としているが（社会法典第6編1条）、特定の自営業者のグループに対しても強制適用される（社会法典第6編2条）。ここで規定されている以下の自営業者グループには、被用者類似の保護の必要性が認められているといえよう。

### ①教育者（Lehrer und Erzieher）

学校、大学またはその他の教育機関で授業を行う教師、また、幼稚園や託児所で児童の人格形成に携わる教育者をいう。さらに保育ママ（Tagesmutter）も含まれる。保険加入義務のある労働者<sup>\*12</sup>を雇用している場合は適用除外となる。

### ②看護職及び介護職（Heil- und Pflegeberufe）

主に医学的指示に基づく病人看護、産婦看護、乳幼児保育などを行っている看護師や理学療法士などが該当する。保険加入義務のある労働者を雇用している場合は適用除外となる。

### ③助産師（Hebammen und Entbindungspfleger）

### ④水先案内人（Seelotsen）

### ⑤芸術家及びジャーナリスト（Künstler und Publizisten）

芸術家及びジャーナリストに対しては、「芸術家社会保険法（Künstlersozialversicherungsgesetz）」<sup>\*13</sup>が制定されており、同法によって特別な取扱いが規定されている<sup>\*14</sup>。

### ⑥家内工業従事者（Hausgewerbetreibende）

### ⑦沿海漁業従事者（Küstenschiffer und Küstenfischer）

### ⑧被用者類似の自営業者（arbeitnehmerähnliche Selbstständige）

---

\*12月額400ユーロ以上の収入のある労働者に保険料加入義務が課される。

\*13 Gesetz über die Sozialversicherung der selbständigen Künstler und Publizisten(BGBl. I,1981,S.705)

\*14芸術家社会保険法については、渡邊絹子「ドイツにおける自営業者の年金制度－芸術家社会保険法を中心にして－」週刊社会保障2425号46頁参照。

保険加入義務のある労働者を雇用せず<sup>\*15</sup>、かつ、本質的に継続して1人の注文主のためだけに活動する自営業者<sup>\*16</sup>は強制加入の対象となる。ここでいう自営業者は、ある特定の職種に所属していることを理由としているのではなく、その働き方によって保険加入義務が課されている点に注意が必要である。

⑨起業助成金 (Existenzgründungszuschuss)<sup>\*17</sup>受給者

⑩手工業者 (Hnadwerker)

手工業者名簿に登録され、かつ、実際に当該活動を行っている者が対象となる<sup>\*18</sup>。なお、手工業者(煙突掃除人を除く)は最低18年(216ヶ月)義務保険料を納付した場合、申請によって保険加入義務を免れうる(社会法典第6編6条1項4号)。

(b) 任意加入

---

\*15月額400ユーロ未満の労働者を複数雇用し、その報酬額が合計して400ユーロを超える場合、被用者類似の自営業者とはいえず、保険加入義務はない。

\*16この被用者類似の自営業者と混同しやすいものに、「見せかけの(外見上の)自営業者(Scheinselbststaendige)」がある。公的年金保険法上定義づけられているのは、被用者類似の自営業者のみであり、見せかけの自営業者に関する概念規定は存在しない。見せかけの自営業者かどうかは、当該労働者の置かれている具体的な状況を基に、指揮命令関係などの従属性から基本的に判断される。見せかけの自営業者は法的には「被用者」であって、自営業者ではない。つまり、見せかけの自営業者の場合は、被用者として公的年金保険の強制被保険者となる。なお、注文主又は受注者は、当該活動が自営活動であるのか、雇用なのか判断に窮した場合、ドイツ年金保険連盟に社会保険法上の地位の確定審査を申請することができる。

\*17社会法典第3編4211条。起業助成金を含めたドイツの労働市場政策の詳細については、野川忍他『ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—』労働政策研究・研修機構2006年、野川忍他『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』労働政策研究・研修機構2007年参照。

\*18例えば、2006年2月13日から2007年4月30日まで手工業者名簿に登録されていた家具職人Aが、実際に活動したのは2006年5月2日から2007年3月1日であった場合、保険加入義務がどうなるか。この場合、Aは2006年5月2日から2007年3月1日まで手工業者としての保険加入義務を負うこととなる。

満 16 歳以上のすべてのドイツ人及びドイツ国内に居住する外国人は、公的年金保険へ任意加入することができる（社会法典第 6 編 7 条）<sup>\*19</sup>。

2003 年における任意被保険者数は約 593,000 人であったが、その大半は最低保険料のみを負担する者である<sup>\*20</sup>。

### (c) 申請による強制被保険者

法律上強制被保険者となっていないすべての自営業者は、申請によって強制被保険者となることができる<sup>\*21</sup>。この申請は、当該自営活動を始めてから 5 年以内に行うものとされている。

## (2) 給付

公的年金保険制度における老齢年金には、通常老齢年金以外にも、所定の要件を満たすことで請求権が発生する特殊な老齢年金が複数存在している<sup>\*22</sup>。最も基本的な通常老齢年金（Regelaltersrente）を受給するためには、満 65 歳に達し、5 年の待機期間（Wartezeit）<sup>\*23</sup>を満たさなければならない。

公的年金保険による給付は報酬（保険料）比例が原則であるため、基本的に、年金額は被保険者期間および当該期間に支払った保険料に応じて異なってくる。そのため、最低保険料のみを納付して任意加入している自営業者などの年金額は必然的に低くなる。なお、2004 年の平均老齢年金支給月額 は 792.84 ユーロであつ

---

\*19 この任意加入制度は、1972 年年金改革法に基づき導入された。これにより、公的年金保険は全国民をカバーする国民保険になったと解されている（Raimund Waltermann, Sozialrecht 5. Aufl., 2005, S. 174）。

\*20 Sozialrecht(2006), S. 259

\*21 2003 年には、申請によって強制被保険者となった自営業者が約 15,000 人存在する（Sozialrecht(2006), S. 256）。

\*22 例えば、35 年の待機期間を満たし、満 63 歳に達することで請求権が生じる長期被保険者のための老齢年金や、女性のための老齢年金、重度障害者のための老齢年金などがある。

\*23 老齢年金の受給要件となる一般待機期間とは、保険料納付期間および補充期間（Ersatzzeit）を合わせた期間のことをいう。

た<sup>\*24</sup>。

### (3)財源

公的年金保険制度は、被保険者の支払う保険料及び連邦補助金によって賄われているが、基本となるのは保険料収入である。

公的年金保険制度はそもそも被用者のために設けられた制度であるため、その保険料は労働報酬に基づいて決定される保険料算定基礎 (Beitragsbemessungsgrundlage) に保険料率 (2007 年は 19.9%) を乗じて算出することが基本となっている。そうして算出された保険料は、原則として労使折半で負担する。

強制被保険者とされている自営業者は、所得に関係なく、いわゆる標準保険料 (Regelbeitrag)<sup>\*25</sup>を通常は支払うことになるが、自己の所得 (実際の課税収入額)<sup>\*26</sup>に応じた保険料<sup>\*27</sup>を支払うことも可能である。ただし、家内工業従事者、沿岸漁業従事者、芸術家及びジャーナリスト等は所得に応じた保険料を支払わなければならない。

自営業者の場合、被用者と異なり、保険料を半分負担してくれる使用者がいなため、基本的に自分自身で保険料を全額負担することになる。例外的に、芸術家及びジャーナリスト、家内工業者は被用者と同じように半分の保険料負担とな

---

\*24 Sozialrecht(2006),S.244

\*25 2007 年の標準保険料月額は、487.55 ユーロ (旧西独地域)、417.90 ユーロ (旧東独地域) となっている (Deutsche Rentenversicherung Bund, Die gesetzliche Rente : Gut gesichert in die Selbständigkeit,2.Aufl.,2007,S.20)。自営活動を始めた年およびそれ以後 3 年間は、標準保険料の半額を支払うことになる。しかし、より高額を受給権を得たいと思っている者は、申請により自営活動の開始年から (満額の) 標準保険料を支払うことを選択することもできる。

\*26所得税法の規定による。

\*27この場合の保険料算定式は、年収×変動要素 (Dynamisierungsfaktor) ×保険料率 : 12=月額保険料となる。2007 年の基準となる変動要素は 1.0098、保険料率は 19.9%である。例えば、2005 年の課税年収額が 22000 ユーロの美容師 B であれば、 $22000 \times 1.0098 \times 19.9 : 12 = 368.41$  ユーロが保険料月額となる。

っている\*28。

任意被保険者は、最低保険料算定基礎額から保険料算定限度額 (Beitragsbemessungsgrenze) の範囲内で保険料算定基礎額を自由に決定することができる。そして、決定した保険料算定基礎額に保険料率を掛けて算出した保険料を全額自己負担することになる。2007年の保険料は、月額 79.60 ユーロ (最低保険料) から月額 1044.75 ユーロ (最高保険料) である。なお、任意被保険者の保険料平均月額は、2006年では 470.93 ユーロとなっている\*29。

#### (4) 報告義務

保険加入義務のある自営活動については、当該自営活動開始後 3 ヶ月以内に年金保険者に報告しなければならない (社会法典第 6 編 190a 条)。また、手工業会議所 (Handwerkskammern) は、手工業者名簿に届出、変更、抹消があった場合には地方保険者に報告しなければならない、地方保険者はこの報告を年金保険者に転送しなければならない (社会法典第 6 編 196 条 3 項)。

## 2. 公的年金保険制度以外の老齢保障制度

公的年金制度以外の老齢保障制度が存在している自営業者グループとして、農業経営者、医者などの自由業者が存在している。

### (1) 農業経営者老齢保障制度\*30

---

\*28 芸術家及びジャーナリストの場合、彼らの作品を使用して利益を得る利用者 (Vewerter) が芸術家社会保険分担金として、保険料の半額相当を負担する (芸術家社会保険法 24 条)。家内工業従事者の場合は、使用者が半額を負担することになっている。

\* 29 ドイツ年金保険連盟 (Deutsche Rentenversicherung Bund) ホームページ (<http://www.deutsche-rentenversicherung-bund.de>) 参照。

\*30 Sozialrecht(2006), S.739f, Landwirtschaftlichen Sozialversicherung Schleswig-Holstein und Hamburg, Soziale Sicherung in der Landwirtschaft : Eine Kurzinformation der Landwirtschaftlichen Sozialversicherung, 2007 (以下、Kurzinformation(2007)という), S.5, 農業社会保険ホームページ (<http://www.lsv.de>) 参照。

農業経営者に対する老齢保障制度は、1957年の「農業経営者のための老齢扶助に関する法律（Gesetz über eine Altershilfe für Landwirte）」<sup>\*31</sup>に端を発している。同法は、農業経営者の老後の収入源として存在していた引退農民扶養料（Altenteil）を補足する給付を行うものとして設計された。同法は1995年「農業経営者老齢保障法（Gesetz über die Alterssicherung der Landwirte）」<sup>\*32</sup>に引き継がれた。なお、2001年の「農業社会保険における組織改革に関する法律（Gesetz zur Organisationsreform in der landwirtschaftlichen Sozialversicherung）」<sup>\*33</sup>によって、農業社会保険の全領域<sup>\*34</sup>において改革がなされており、老齢保障制度においては、特に、連邦負担金の占める割合の高さを背景にして、連邦の影響力の強化が図られた。

#### (a)被保険者

強制被保険者とされるのは、最小面積<sup>\*35</sup>以上の農地を耕作する農業経営者とその配偶者<sup>\*36</sup>、および共同して働く家族<sup>\*37</sup>である。

---

\*31 BGBl. I, 1957, S. 1063

\*32 BGBl. I, 1994, S. 1890

\*33 BGBl. I, 2001, S. 1600

\*34ドイツでは、一般被用者とは別に農業経営者のための社会保険制度が整備されている。農業社会保険は、1886年の労災保険にはじまり、1957年に老齢保障、1972年に疾病保険、そして1995年に介護保険が導入されている。

\*35例えば、農地では約4ヘクタールとされている。

\*36 1995年の農業経営者老齢保障法によって、農業経営者の配偶者（主に妻）が独立した被保険者として適用範囲に含められた。この農業経営者の配偶者に関しては、農業を共同で行っていない（例えば収入のない専業主婦の）場合でも強制被保険者とされる。この点について、憲法訴訟がなされたが、連邦憲法裁判所はこのような取扱いを合憲と判断している（Beschluss vom 9. Dezember 2003 – 1 BvR 558/99 –）。

\*37共同して働く家族構成員と認められるのは、血族は3親等、姻族は2親等までの範囲、そして養子（Pflegekinder）とされており、2005年9月末時点で約12,100人が該当している（Sozialrecht(2006), S. 742）。

ここでいう農業経営者には、林業、ブドウ栽培兼ワイン醸造業、果樹栽培、野菜栽培、造園業、養魚池経営といった職業活動を独立して営んでいる者を含む。

制度への加入義務のある農業経営者の数は、著しく減少している。老齢扶助制度の導入時期に当たる 1958 年には約 800,000 人であったものが、1994 年には半分程度の約 401,000 人にまで減少した<sup>\*38</sup>。1988 年以降、保険料納付者の数は年金受給者数を下回っており、2007 年第 2 四半期の被保険者数は、286,126 人となっている<sup>\*39</sup>。

#### (b)給付

農業経営者老齢保障制度は、基本的に公的年金保険に類似した給付を支給する。ただし、前述したように、農業経営者老齢保障制度は追加的な部分保障を行う制度として構想されたため、公的年金保険の年金額よりも低い年金額となっている。老齢年金としては、通常の老齢年金 (Regelaltersrente) と早期老齢年金 (Vorzeitige Altersrente) <sup>\*40</sup>がある。

農業経営者が通常の老齢年金を受給するためには、①満 65 歳に達し、②15 年の待機期間<sup>\*41</sup>を充足しており、③農業経営から引退したという要件を満たす必要がある。

2007 年第 2 四半期の老齢年金受給者数は 359,064 人であり、農業経営者の老齢年金平均支給月額 は 462.20 ユーロとなっている<sup>\*42</sup>。

---

\*38 Sozialrecht(2006),S.741

\*39 Gesamtverband der landwirtschaftlichen Alterskassen, Quartalsstatistik der landwirtschaftlichen Alterskassen - Alterssicherung der Landwirte -,2007 (以下、Quartalsstatistik(2007)という) 参照。

\*40通常の老齢年金の受給開始年齢である 65 歳より 10 年前 (55 歳) から受給することが可能であるが、この場合、年金額は減額される。

\*41この待機期間には、農業経営者老齢保障制度における被保険者期間だけでなく、他の公的保障制度 (公的年金保険制度や職能別共済組合など) の被保険者期間も算入される。

\*42 Quartalsstatistik(2007),S.9

(c)財源\*43

農業経営者老齢保障制度は、被保険者の納付する保険料及び連邦負担金によって運営されている。

保険料は収入に関係なく定額であり、農業従事者およびその配偶者については、2007年現在、月額 204.00 ユーロ（西）、176.00 ユーロ（東）、家族従事者については半額の 102.00 ユーロとなっている。保険料を負担することが困難な低所得者は、所得に応じて保険料補助金 (Beitragszuschüsse) を受給することができる。2007年現在、単身者では年収 15,500 ユーロ以下、夫婦では年収 31,000 ユーロ以下の場合に保険料補助金を受けられる。単身者で年収 8,220 ユーロ以下、夫婦で年収 16,440 ユーロ以下の場合には、補助金最高額である 122 ユーロを受給することができ、実質保険料負担額は月額 82 ユーロにまで減額されることとなる(表2参照)。

農業経営者老齢保障制度において連邦負担金が占める割合は非常に高く、支出額の約 70%にまで達している\*44。

表 2

保険料補助金 (2007. 1. 1~2007. 12. 31)					
年収		西ドイツ地域		東ドイツ地域	
単身者	既婚者	保険料補助金	実質保険料額	保険料補助金	実質保険料額
8,220	16,440	122	82	106	70
8,740	17,480	114	90	99	77
9,260	18,520	106	98	92	84
9,780	19,560	98	106	84	92
10,300	20,600	90	114	77	99
10,820	21,640	82	122	70	106
11,340	22,680	73	131	63	113
11,860	23,720	65	139	56	120
12,380	24,760	57	147	49	127

\*43 Gesamtverband der landwirtschaftlichen Alterskassen, Beitrag und Beitragszuschuss, 2007 参照。

\*44 Kurzinformation(2007),S.5



12,900	25,800	49	155	42	134
13,420	26,840	41	163	35	141
13,940	27,880	33	171	28	148
14,460	28,920	24	180	21	155
14,980	29,960	16	188	14	162
15,500	31,000	8	196	7	169

出典：Gesamtverband der landwirtschaftlichen Alterskassen, Beitrag und Beitragszuschuss, 2007, S. 15

(単位：  
ユーロ)

## (2) 自由業者の職能別共済組合<sup>\*45</sup>

自由業者の職能別共済組合が組織されることになった背景には、土地所有や投資、私的保険などによる老後の備えが、第一次及び第二次世界大戦によって何の意味もなさないものになったという経験が大きく影響している。職能別共済組合の萌芽は、1923年のバイエルン州医師共済といった南ドイツ地域に見られるが、本格的に職能別共済組合が設立されるようになったのは1960年代であり、次いで1980年代に大きな波が訪れている。1990年代には、これまで共済組合の存在しなかった職業に拡大した。

### (a) 適用対象者

自由業者の職能別共済組合は、州法に基づいて設立されており<sup>\*46</sup>、特定の職業グループに強制的に適用される保障制度である。当該職業を独立して行っている者（自営業者）だけではなく、被用者として他者に雇用され就労している者<sup>\*47</sup>も

<sup>\*45</sup> Sozialrecht(2006), S. 694f、職能別共済組合連合会ホームページ (<http://www.abv.de>) 参照。

<sup>\*46</sup> 基本法 (Grundgesetz) 70 条参照。

<sup>\*47</sup> この場合、本来は公的年金保険制度への加入義務のある被用者ということになるが、申請することによって公的年金保険制度への加入義務が免除される (社会法典第 6 編 6 条)。通常、これらの被用者は当該職能別共済組合に加入している。

含む形で設立されている。職能別共済組合を設立している自由業者とは、医師、薬剤師、建築家、公証人、弁護士、税理士、獣医、公認会計士、歯科医師、精神療法医、技師である。

職能別共済組合を統合する中央機関である職能別共済組合連合会 (Arbeitsgemeinschaft Berufsständischer Versorgungseinrichtungen e.V.) の統計によると、これらの職能別共済組合は2004年時点で85存在している\*48。そして、保険料納付者数は2005年(暫定値)で670,751人、年金受給者数は144,549人となっている\*49。

#### (b)給付

老齢年金は、満65歳から支給される。被保険者は、年金を受給するために職業活動から引退する必要はない。待機期間については、別段の定めが置かれている場合はほとんどなく、公的年金保険制度と同じ5年(60ヶ月)となっている。

年金受給額は、納付した保険料額によって異なる。なお、2005年(暫定値)の老齢年金平均支給月額、1,935.12ユーロとなっている\*50。

#### (c)財源

職能別共済組合は、被保険者の納付する保険料及びその運用利益によって賄われており、連邦及び州からの拠出は一切ない点に特徴がある。

保険料額は、通常、公的年金保険の保険料額に基づいて設定されており、被保険者はその設定された範囲内で、保険料額を自分自身で決定する。平均保険料月

---

\*48 Arbeitsgemeinschaft Berufsständischer Versorgungseinrichtungen e.V., The pension schemes of the liberal professions for members of professional associations, 2004, S.4

\*49 職能別共済組合連合会ホームページ (<http://www.abv.de>) 参照。この数値は、自営業者と被用者を合算したものであるため、自営業者がどの程度存在しているのか不明である。なお、少し古い数値であるが、1997年の約515,000人の保険料納付者のうち、約130,000人程度が自営業者であるとの推計がある (Uwe(2000), S.23)。

\*50 職能別共済組合連合会ホームページ (<http://www.abv.de>) 参照。

額は719.22ユーロ（2005年暫定値）となっている<sup>\*51</sup>。

### 3. 小括

ドイツにおいて自営業者に適用されうる既存の老齢時の所得保障制度には、公的年金保険制度のほかに、農業経営者老齢保障制度、自由業者のための職能別共済組合がある。各制度において加入義務があるとされている自営業者は、強制的に老後の備えをすることになるため、金額に多寡はあるが、一定の現金収入が保障されることになる。

まず、被用者と同様に、高齢による稼得の喪失という点において社会的保護の必要性が高いとされる自営業者については、基本的に公的年金保険制度への加入が義務づけられている。しかし、保険料負担の面においてまで被用者と同じように取り扱われている自営業者は非常に限られた職業グループのみとなっている。そのため、被用者と同程度の社会的保護が必要であるとして公的年金保険制度に組み入れられた自営業者グループではあるものの、実際には、被用者よりも使用者負担分がないために保険料負担が重く、被用者と同様の保護が及んでいない状況にある。なお、自営業者に対する保険料に関して、実際の所得と関係なく設定されている標準保険料を支払うとする取扱いは、正確な所得把握を必要としない点で、年金保険事務の簡便化に寄与していると考えられる。

次に、農業経営者老齢保障制度では、農業という自然状況に左右される産業の特殊性が考慮され、制度の安定的運営のために多額の連邦資金が投入されている。その一方で、農業経営者老齢保障制度による給付は、引退農民扶養料の存在を前提にして比較的低額に抑えられており、これに自助努力部分を加え、3つの保障の柱によって老後の生活費を支えることが構想されている<sup>\*52</sup>。

また、自由業者のための職能別共済組合は、医師などの自由業者が、独立開業しているか、他者に雇用されているかに関わりなく、それぞれの同業者同士で集まることによって設立される。これらの職能別共済組合は、被保険者の支払う保険料収入とその運用益によって賄われ、連邦及び州からの拠出が全くない点に特

---

\*51職能別共済組合連合会ホームページ (<http://www.abv.de>) 参照。

\*52 Sozialrecht(2006),S.739

徴がある。また、職能別共済組合を組織する自由業者は経済的に恵まれている者が多く、高齢によって所得を喪失するというリスクに対する社会的保護の必要性は、前述した制度の対象者よりも乏しいといえよう。つまり、職能別共済組合の場合、社会的保護の要請を充足させるためのものというよりは、比較的裕福な同業者が集まり、公的年金保険よりも手厚い給付を受けるための制度であるといっても差し支えないであろう。

以上のような各制度への加入が義務づけられている自営業者は限定的であり<sup>\*53</sup>、大部分の自営業者は将来の職業生活引退後の所得獲得手段を自己の決定に基づき選択することになっている。その選択肢の一つが公的年金保険制度への任意加入制度であり、希望する者には申請によって強制被保険者となる途も開かれている。このような公的年金保険制度への加入を望まない者は、貯蓄や投資、私保険の活用などによって老後の生活に備えることになる。

#### IV. 考察

##### 1. 被用者との比較

日本では、自営業者に対する老齢時の所得は国民年金（基礎年金）制度によって保障されている。そこでは、自営業者の多様性や社会的保護の必要性の違いは何ら考慮されておらず、一律に取り扱われている。この場合にイメージされている一般的な「自営業者」像とはどのようなものなのであろうか。

ドイツでは、「自営業者」の一般化がなされていない点に日本との大きな違いがある。つまり、「自営業者」を一纏めにして画一的に取り扱うことをせず、基本的には社会的保護の必要性に着目して、必要性が認められる場合に、当該自営業者グループを公的年金制度の強制被保険者としていると考えられる。

ここでの社会的保護の必要性の判断に当たっては、被用者との関係が重要である。例えば、被用者と同程度の保護の必要性が認められた自営業者グループは、

---

\*53 1997年の数値であるが、何らかの公的な所得保障制度への加入が義務づけられている自営業者の割合は約20%であり、残りの80%の自営業者には公的な所得保障制度への加入義務はないとされている（Uwe(2000),S.24）。